

悪質な滞納者には財産の差押えをします

滞納処分の流れ

- ①「督促」**
納付期限までに完納していない人に督促状を送付し、納税を促します。
- ②「催告」**
督促状を送付しても、一定期間内に納税されない場合、再度文書で納税を促します。
- ③「財産調査」**
官公署、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。
- ④「差押え」**
財産調査で把握した滞納者の財産（動産、不動産、給料、預貯金、生命保険掛金など）を差押えます。
- ⑤「換価」**
差押え後も完納とならない場合は、差押えた滞納者の財産を、公売、取り立てにより換価（換金）し、滞納している税金に充当します。

滞納整理にも税金は使われています

税金の納期限が守られると、滞納整理（督促などの業務）にかかる経費が不要となり、貴重な税収を市民のみなさんのより良い暮らしのために有効利用することが出来ます。納期限内の納税に、ぜひご協力ください。

滞納処分の種類と内容

税金を納期限までに納付しない状態を滞納といい、そのままに

しておくと、本来納める税額以外に督促手数料、延滞金を納めなくてはなりません。また、財産の差押えによって強制的に税金を徴収することもあります。

差押え

差押えする財産は、次のようなものです。

○不動産差押

土地・家屋などの不動産は、抵当権設定の有無にかかわらず

○給与・賞与差押

差押禁止額を超える給与や賞与すべて

○年金差押

公的年金で差押禁止額を超える給付額すべて

○敷金・入居保証金の差押

アパート、事務所などの敷金や入居保証金すべて。未払いの家賃などは、明け渡し時に相殺

○搜索・動産差押

自宅や事務所から発見された金銭や有価証券、電気製品、装飾品、自動車、オートバイなど

◆差押財産は、公売（インターネット・公売など）により換価して税に充当

納税が困難な時は「相談ください」

次のような事情で、市税などを納期限までに納めることができない場合、分割での納付や、納期限の延長をすることができます。お早めにご相談ください。

- 病気やケガで働けなくなった
- 失業や事業不振などで生計が維持できなくなった
- 災害や盗難で損害を受けた

問合せ●

税務課（内線1138）

従業員個人住民税の天引きをしていない事業主のみなさんへのお願い

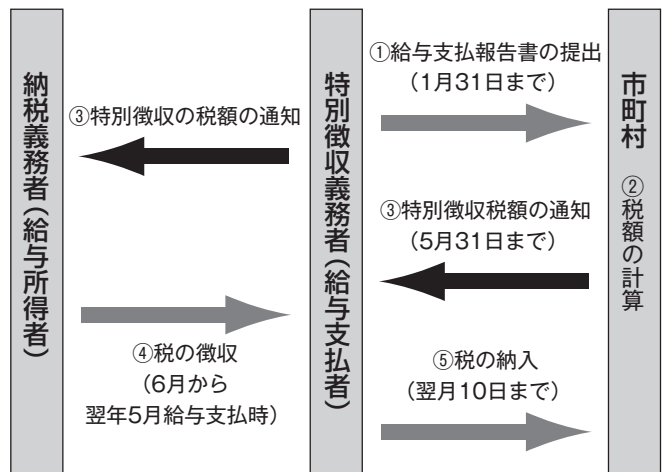
特別徴収実施について

個人住民税の特別徴収は、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税を天引き（特別徴収）し、市町村へ納入する制度で、法定義務となっています。

（地方税法第321条の4および岡谷市市税条例第44条の規定により、給与支払者は原則として特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収することとなっています。）

特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。法令に基づく適正な特別徴収の実施を早期にお願いします。



問合せ●税務課（内線1125・1127）

《11月は“ねんきん月間”です》

問合せ●岡谷年金事務所 ☎23-3661
市民生活課(内線1157・1158)

自身の老後に果たす年金の役割を知る機会。一人ひとりが年金を身近で大切なものと考え、社会全体で老後の所得を保証する公的年金制度について理解を深めましょう。

老後や「もしも」のときに備えて、国民年金!

老後の支えに…65歳から受給する老齢基礎年金(国民年金)です。

☆平成24年度の国民年金保険料は1か月14,980円です。

☆平成24年度の国民年金受給額は年額786,500円(満額の人)です。

また、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡したときには、遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

受給資格期間が 25年から10年に短縮

これまで受給資格を満たさなかった人も、年金を受給できる場合があります。(平成27年10月予定)

保険料の後納制度が始まりました

過去10年間にさかのぼって、未納の保険料を納めることができるようになりました。納付期間は平成27年9月30日までの3年間に限られますが、後納により、将来受け取る年金が増額になったり、年金の受給資格が得られるメリットがあります。

電話での相談 ※祝日、12月29日～1月3日を除く (年金手帳または年金証書などをお手元に用意して、ダイヤルしてください)

- 後納制度に対する照会「保険料専用ダイヤル 0570-011-050」
050または070から始まる電話からは、「03-6731-2015」まで。
- 年金の手続きや受取りなどの一般的な年金相談
「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」
050または070から始まる電話からは、「03-6700-1165」まで。
受付時間…月曜日…午前8時30分～午後7時
火曜日～金曜日…午前8時30分～午後5時15分
毎月第2土曜日…午前9時30分～午後4時
- ねんきん定期便に対する照会「ねんきん定期便専用ダイヤル 0570-058-555」
050または070から始まる電話からは、「03-6700-1144」まで。
受付時間…月曜日～金曜日…午前9時～午後8時
毎月第2土曜日…午前9時～午後5時

納付が困難な場合は 「保険料の免除制度」があります

- 自営業・無職の人は…「保険料免除制度」
全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。
- 学生の場合は…「学生納付特例制度」
夜間・定時制・通信制の学生も対象となります。
- 30歳未満の人は…「若年者納付猶予制度」が利用できます。

※未納のままでは、突然の事故や病気で障害者になっても「障害基礎年金」などが受けられない場合があります。

岡谷年金事務所の年金相談窓口

年金のことならどんなことでも、お気軽にご相談ください。

受付時間

- 月曜日…午前8時30分～午後7時(休日の場合は翌日の火曜日)
 - 火曜日～金曜日…午前8時30分～午後5時15分
 - 毎月第2土曜日…午前9時30分～午後4時
- ※相談の際には、年金手帳・年金証書・印鑑などをご持参のうえ、岡谷年金事務所にお出かけください。



国民年金の手続きは済んでいますか?

ねんきん月間の機会に、あなたの年金について考えてみましょう。国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度で、次の3種類に区分されます。

「第1号被保険者」

対象…20歳以上60歳未満の自営業・学生などの人。

保険料…月額14,980円を納付。保険料は、納付書(郵便局、銀行、コンビニなどで納付)のほか、口座振替やクレジットカードでの支払いも選べます。また、事前の申し込みにより、保険料が割引になるお得な前納制度もあります。

「第2号被保険者」

対象…会社員(厚生年金に加入)や公務員など(共済組合に加入)。

保険料…給料から天引きされます。

「第3号被保険者」

対象…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で年収130万円未満の人。

保険料…夫(妻)の加入している制度から負担されるので、個人で納める必要はありません。

●こんなときには届け出を!

会社や役所を退職したとき	第1号被保険者になります	市民生活課へ
配偶者の扶養に入っていたが、年収が130万円以上になったとき、または離婚したとき	第1号被保険者になります	市民生活課へ
会社や役所に就職したとき	第2号被保険者になります	勤務先へ
会社員や公務員と結婚し、扶養になったとき	第3号被保険者になります	夫(妻)の勤務先へ

平成23年度 決算報告

問合せ●財政課(内線1531)

平成23年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算が、第5回市議会定例会で承認されましたのでお知らせします。平成23年度は、翌年度へ持ち越す財源を差し引いた結果、5億6,458万3,350円の黒字決算とすることができました。

◆ 一般会計 ◆

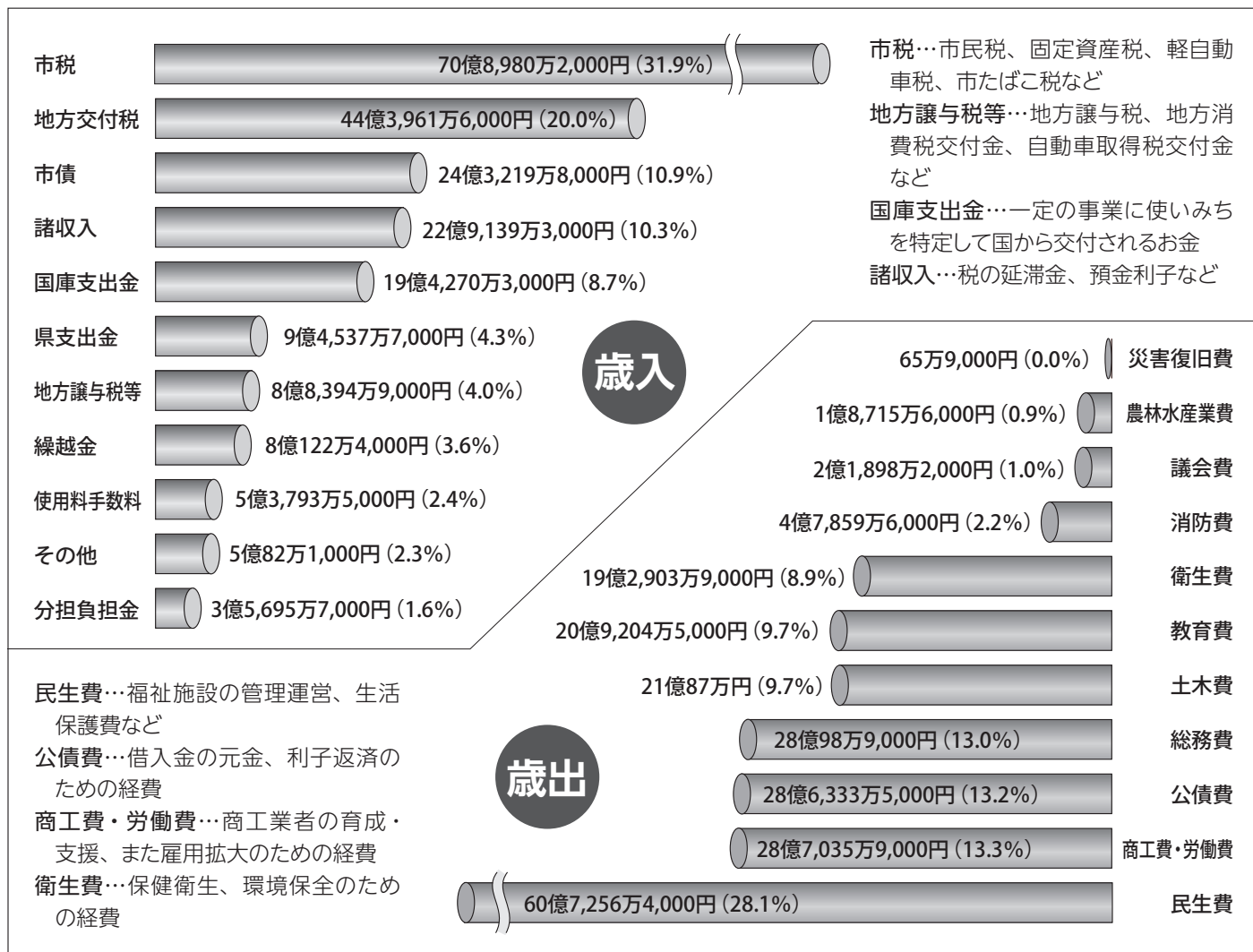
歳入決算額 22,221,974,977円
歳出決算額 21,614,593,627円
実質収支額 564,583,350円

● 一般会計歳入の内訳

市へ入ったお金の合計は、222億2,197万4,977円
 前年度比 13億1,104万4,173円(6.3%増)

● 一般会計歳出の内訳

市が使ったお金の合計は、216億1,459万3,627円
 前年度比 15億488万7,062円(7.5%増)



行政のページ

◎特別会計

会計名	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	49億1,002万5,202円	48億4,184万7,708円
地域開発事業	1,092万9,762円	3億3,563万2,480円
分収造林事業	2,932万7,171円	2,842万4,680円
霊園事業	3,813万4,379円	861万5,022円
温泉事業	4,583万8,983円	2,582万8,887円
訪問看護事業	5,834万7,087円	3,052万2,723円
後期高齢者医療事業	5億9,302万393円	5億7,921万1,893円

◎企業会計 (収益的収入および支出 税込み)

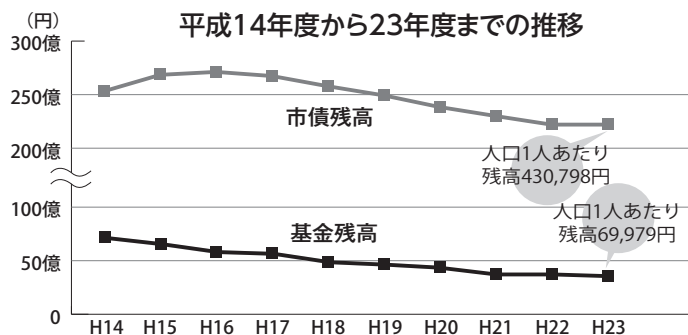
会計名	収入額	支出額
水道事業	8億6,867万4,892円	7億8,297万2,223円
下水道事業	14億7,757万9,383円	13億9,107万7,982円
病院事業	61億5,411万4,608円	61億4,167万1,551円

企業会計とは…特別会計のうち、原則市税を収入財源とせず、独立採算制を迫る極めて企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計です。一般会計やその他の特別会計とは異なり、民間企業と同様の経理を行うものです。

特別会計とは…特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条令に基づいて設置しているものです。

◆基金と市債の推移

市の貯金である「基金」と借金である「市債」の残高の推移を10年前と比較すると、市債が約11%減少したのに対して、基金は約49%に減少しています。これは、この10年間市税などの収入が減少し、基金に頼らざるを得ない財政運営を強いられてきたためです。今後においても先行きが不透明な経済情勢ではありますが、引き続き歳出および市債残高の抑制などに努め、安定的な財政運営を行なっていきます。



◆岡谷市の財政状況は？ (財務指標) ※いずれも平成23年度暫定値

経常収支比率	財政の弾力性を示す指標として用いられ、 数値が高いほど硬直化している とされます。	88.2%	県下19市中13位
財政力指数	財政力の強弱を示すもので、 数値が小さいほど税収入の能力が低く、交付税への依存度が高い とされます。	0.65	県下19市中4位
★実質公債費比率	公債費の占める割合を示すもので、 25%を超えると黄色信号 となります。	12.3%	県下19市中14位
★将来負担比率	将来負担すべき負債額の割合を示すもので、 350%を超えると黄色信号 となります。	110.0%	県下19市中16位
★実質赤字比率	一般会計や特別会計、下水道などの企業会計の赤字額の割合を示すもので、 一定の数値になると黄色信号 となります。	実質赤字、連結実質赤字、資金不足ともに発生していないため、数値はありません。	
★連結実質赤字比率			
★資金不足比率			

★印のついた5指標は、一般会計等の普通会計だけでなく、企業会計や一部事務組合なども含めた市全体の財政状況を捉える判断指標です。

平成23年度は、「第4次岡谷市総合計画」の3年目として、前期基本計画に掲げた目標の達成に向け、実効ある施策を着実に推進し、力強い助走から大きくはばたく年として、市民のみなさんが安全で安心な暮らしを実現するための新病院建設や、新消防庁舎の建設、湖周行政事務組合が行うごみ処理施設の整備事業を着実に進めるなど、各種施策を積極的に実施してきました。

また、歳入においては円高や長引く景気低迷の影響により、市税収入の確保が大変厳しい状況でしたが、市民のみなさんのご理解、ご協力により5億6,458万円ほどの黒字決算とすることができました。

行財政改革プラン中期実施計画(平成21年度～23年度)の取組結果について

1. 岡谷市行財政改革プランの概要

岡谷市行財政改革プランは、市民総参加のもとで、これまで以上に行財政改革に取り組み、財政規模に見合った、岡谷市ならではの特色あるまちづくりを推進できる行財政基盤の確立をめざして、行財政改革プラン策定市民会議と市との協働によって策定しました。

◎計画期間…平成18年度～27年度までの10年間

◎具体的な実施計画期間

- ・短期実施計画(平成18年度～20年度)
- ・中期実施計画(平成21年度～23年度)
- ・長期実施計画(平成24年度～27年度)

2. 中期実施計画(平成21年度～23年度)の取組実績

中期実施計画では、歳入の確保や経費の削減、市民サービスの向上をめざした積極的な取り組みを行い、62項目の実施計画に対して4項目が完了し、52項目を実施しました。実施項目のうち3項目については、目標の達成に至らず未達成となりました。また、未実施となった6項目については、国の制度の見極めや経済情勢、費用対効果などの面から前年度に引き続き検討にとどまりました。この結果、中期実施計画の達成率は85.5%となりました。

岡谷市行財政改革プラン中期実施計画実施状況と効果額

	実施計画	取組結果
総項目数	62	62
完了	4	4
実施(うち未達成)	58	52(3)
推進	0	0
検討	0	6
達成率		85.5%

※現在実施している「長期実施計画」の内容など詳細は、市のホームページでご覧いただけます。

項目	効果額(単位:千円)			
	H21	H22	H23	計
歳入確保のための取り組み	101,274	146,011	48,324	295,609
歳出の削減に向けた取り組み	27,842	8,874	14,927	51,643
簡素で効率的な行政運営	302,059	317,269	59,859	679,187

問合せ●企画課(内線1526)